

藤枝ゴルフ同好会会則

藤枝ゴルフ同好会
幹事 新村隆司

- 第1条 名称・事務局 : 本会は藤枝ゴルフ同好会と称し、事務局は幹事の会社に置く。
- 第2条 目的 : 本会はゴルフを通じ、藤枝ゴルフメンバーの親睦を図ると共にゴルフの研修を目的とする。
- 第3条 事業 : 本会の事業は、4月から2月の第2日曜日にゴルフ例会を行い、3月の第2日曜日にマンスリー大会を開催する。
- 第4条 役員 : 本会は役員として会長、幹事をおく。
- 第5条 役員を選出 : 3月例会で出席者の2分の1以上の賛成により決定する。
- 第6条 役員の任期 : 役員の任期は4月1日より1年間とするが再任は妨げない。
- 第7条 入会 : 欠員があれば例会時にはかり、会員より意義がなければ入会を認めることとする。
- 第8条 年会費 : 年会費は20,000円とする。(途中入会でも同額)
- 第9条 HCの決定 : (1) 年間アベレージから72を引いて、8掛け<小数点以下切捨て>
(2) 新会員はオフィシャルHCで始め、3例会のアベレージから72を引いて、8掛け<小数点以下切捨て>
- 第10条 HCの改正 : (1) 優勝はHCを20%カット<小数点以下切捨て>
準優勝はHCを10%カット<小数点以下切捨て>
3位はHCを5%カット<小数点以下切捨て>
アンダーの1/2を最初に引く<小数点以下切捨て>
(2) 新年度は新ハンディキャップで始まる。
- 第11条 競技 : 18ホールズストロークプレーとする。
バックティー使用 70歳になる年からフロントティ使用可
75歳になる年から金マーク使用可 80歳になる年から赤マーク使用可
女性は赤マーク使用可
- 第12条 順位 : 同ネットの場合は
(1) ハンディキャップが少ない方
(2) 生年月日で年齢が高い方の順で決定する。
ベストグロスが複数いた場合はハンディキャップが多い方
- 第13条 賞品 : 優勝5000 準優勝4000 3位3000 4位2000
5位1500 6位1000 7位1000
BG2000 NP1000×4 DC1000×2
大波1000 小波1000 おしどり1000
イーグル2000 バーディ500
- 第14条 ポイント : 優勝5 準優勝4 3位3 4位2 5位以下1ポイント
当日公式大会に参加者は出席とみなし、1ポイントを得る。
- 第15条 マンスリー : 4月から2月までの11回の通算ポイントプラス3月のマンスリーのポイントで順位を決定する。同ポイントはハンディ→年齢上位
- 第16条 参加申し込み : 申し出がない限り参加とする。
- 第17条 ゲスト参加 : ゲストは歓迎するが、賞は獲得できないものとする。
- 第18条 その他 : プレー進行は2時間15分を目標とする。
本会則の定めのない事項及び各条の解釈については、幹事が常識を持って決定し、会員はこれに従う。